

東山総合支援学校スタンダード

～ 新型コロナウィルス感染症対応 ～

京都市立東山総合支援学校
令和 2年12月16日版

本校では文部科学省が示すガイドライン Ver. 5, 『京都市立学校・園における新型コロナウイルス感染症対策』(R2/12/15 版) に併せて感染防止対策を行い、生徒等及び教職員の健康管理と感染拡大防止に努めます。

- ★ 「毎朝」をはじめ、活動中の丁寧な健康観察の実施
- ★ 授業中や登下校時のマスク着用
- ★ 登校時や休憩時間、食事前等のこまめな手洗いの徹底
- ★ 多くの子どもたちが手を触れる箇所の毎日の消毒徹底
- ★ 席配置の工夫、換気の徹底等「3密」(密閉・密集・密接)回避

【登下校時】

(1) 自宅からマスクの着用

- マスクは、必ず自宅から着用して登校してください。
- ※夏季は熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、暑さや息苦しさを感じた時はマスクを外すなど、熱中症への対応を優先し、臨機応変に対応してください。
- ※マスクを外す際は、十分な身体的距離（2m程度）を確保し、会話を控えるようにしてください。

(2) 「健康観察票」の活用

- 登校前・下校後に家庭にて検温を行い、健康観察票へ記入し、持参してください。
- 「健康観察票」等により健康状態を確認し、持参忘れ等で健康状態を確認できなかった生徒については、検温等を実施し、必ず健康状態を確認します。
- 発熱等の風邪症状があるなど、体調不良がみられる児童生徒等については自宅で休養してください。
- ※教職員等についても、「健康観察票」を用い、毎日の検温の実施等、自身の体調についてのセルフチェックを行ったうえで、少しでも不調がある場合は出勤を自粛し、速やかに管理職に報告する等、厳重な健康管理を行うよう徹底します。

(3) 登下校の検温と手洗い

- 登校後、30秒程度かけて、石鹼と流水で丁寧に手を洗うよう指導します。
- 教室で教職員が非接触型体温計にて検温を行います。
- 手を拭くタオルやハンカチ等を必ず持参してください。
- 終学活時も、各教室で検温を行います。

【教育活動時】

- 十分な身体的距離（2m程度）が確保できない場合や場面では、必ずマスクを着用すること（ただし、熱中症への対応を優先し、マスクの取り外しについては臨機応変に対応すること）
- 教室等の換気を徹底すること（登下校時及び休み時間は必ず実施）
- こまめな手洗いを徹底すること（流水と石けんで30秒程度）
- 多くの生徒が手を触れる箇所や共用の教材・教具・情報機器などの消毒を徹底すること（毎日1回以上）
- 席配置等を工夫し、「3密」と「大声」を避けること

（1）マスク着用

○教職員、生徒、来校者ともに徹底していきます。

※熱中症の予防に努めます。

- ・こまめな水分補給を促します。（多めの水分をお持たせください。）
- ・授業の合間に休憩時間を設定します。

※マスクを外す際は、換気や生徒の間に十分な距離（2m程度）を保ち、近距離での会話を控えます。熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させます。

※生徒本人が、暑さで息苦しさを感じた時などはマスクを外す、一時的に片耳にかけたりあご下にずらしたりして呼吸するなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導します。

※フェイスシールドやマウスシールドの感染防止効果については、マスクに比べ効果が弱いことに留意する必要があるとされているため、教育活動の中で、発音のための口の動きを見せる必要がある場合など、フェイスシールドやマウスシールドをマスクなしで着用する場合は、身体的距離をとるようにします。

（2）教室等の換気

○登校前と下校後は、教室等の窓や扉をすべて開放し、換気をします。

○気候上可能な限り、常時2方向の窓を開けます。

（対角線上の窓を開けると換気がスムーズに行える。窓を開ける幅は10～20cm程度を目安とし、上部の小窓や廊下側の欄間を開けるなどの工夫をする。廊下の窓も開けることも必要。）

常時の開放が難しい場合も、休み時間には必ず2方向の窓や扉を広く開けて換気を行います。（30分程度に1回以上、数分間程度は窓を全開にする。）

換気扇等の換気設備がある場合は、常時運転させます。ただし、換気設備だけでは換気能力が足りない場合があるため、窓開け等による自然換気と併用します。

※換気により、室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下により健康被害が生じないよう、生徒に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応します。

(3) 手洗い

○こまめな手洗いを促します。

- ・登校時・下校時の他、移動教室の前後、共用する道具を触る前後、顔を触ったり飲食をしたりする前など適宜石鹼と流水で30秒程度行います。
- ・手を拭くタオルやハンカチは個人持ちとして、共用はしないように指導します。
- ・生徒は手洗い（流水+石けん）を基本とし、手指用アルコール消毒剤は、流水と石鹼での手洗いができない場合や来校者の使用等を主とします。

(4) 消毒

○多くの生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、共用する器具等）は、次亜塩素酸ナトリウム（0.05%～0.1%）又は消毒用エタノールによる消毒を、教職員により毎日1回以上行います。

○教材は使用後に消毒します。

(5) 教室環境

○座席：座席間を最大限離して配置します。対面ではない位置関係とします。

○更衣室：密集を避けるため、入場制限を設け一度に入る人数を調整します。

○換気：上記（2）

○消毒：上記（4）

○ゴミ：使用済ティッシュは雑紙等に包んで捨てるよう指導します。

ゴミの始末は、毎日教職員が行います。

※学校施設を利用する地域諸団体等に対しても適切に情報を提供します。

※昼食に当たっては、飛沫を生じないよう、机を向かい合せにしないで会話を控える。

※異なるクラスや学年との交流昼食を控えます。

※昼食中、外したマスクは清潔に保てるよう指導します。

【学習】

(1) 感染予防対策の知識についての学習及び支援

○養護教諭、スクールカウンセラーと連携し心のケアをサポートします。

(2) 学習活動（リスクの高い学習活動の回避／3密を避けた状況づくり）

◇専門教科

○各サービスにおける地域の方と共に活動することは、環境を十分に整え、確認の上で段階的に再開していきます。

○養正サテライトでの学習においても本校に準じます。

（施設、教材等の消毒に関しても本校に準じて実施します。）

◇共通教科

○学習環境（分割授業／特別教室の活用）を整え、活動内容（歌唱を控え、器楽演奏や音楽鑑賞など）の選定を行います。

○体育では密集・密接を避けて実施します。マスクの取り外しについては、活動の様

態や生徒の様子を 踏まえ、臨機応変に対応します。

- ・十分な身体的距離（2m程度）が確保できる場合
- ・熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合等
(ただし、十分に身体的距離が取れない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや
熱中症のリスクがない場合には、マスクを着用します)

◇職場等実習や見学は個別に対応します。

◇研修旅行は、令和2年度は中止し、令和3年度に延期します。

【体調不良の生徒への対応】

○発熱等の風邪症状があるなど、体調不良がみられる生徒については自宅で休養する
ようにしてください。

※症状がなくなるまで、自宅での休養をお願いします。

○登校時以外にも、在校中は適宜、生徒の健康観察を行い、発熱等の体調不良が生じ
た場合は、速やかに早退するようにします。

※登校後に発熱等の体調不良が見られる場合は、別室で対応します。必要に応じて、保
護者のお迎えをお願いすることもあります。

迎えに来られた際は、保健室までお越しください。

※発熱に関して、熱がこもっているケース、熱中症のケース、風邪のひき始めなども
考えられますので、養護教諭を中心に体調を見極めたいと思います。

○発熱や体がだるい・のどが痛いなどの風邪症状があるときは、かかりつけ医等、身近
な医療機関（地域の診療所、病院等）（休日・夜間など受診できる医療機関がない場
合は、「きょうと新型コロナ医療相談センター」（電話 414-5487, 365日
24時間受付）にまず電話で相談してください。

※なお、ご家庭のおいても、以下のようない状況が起こった場合は、すみやかに
学校（TEL 561-3373）へ連絡してください。

本人 及び その同居家族が、

- 医療機関等での検査等により、新型コロナウイルス感染症と診断された。
- 医療機関等において、新型コロナウイルス感染症が疑われ（疑似症と診断され）、検査を
受けたことになった（または検査を受けた）。
- 感染者の濃厚接触者に特定された。

* 11月1日から京都府の相談・受診体制が変更されています。

従来 「帰国者・接触者相談センター」に電話

↓

今後 ① かかりつけ医等、身近な医療機関に電話
② 休日・夜間など、受診できる医療機関がない場合は、

「きょうと新型コロナ医療相談センター」に電話（414-5487, 365日24時間対応）

【保護者、来校者】

○来校の際には、マスクの着用や手指消毒（消毒液は玄関に設置）をお願いします。

※発熱等体調不良がある場合は、来校、参観をお控えください。

○参観日について

・参観日の受付は保健室前です。受付に設置してある「行動記録票」にご記入をお願いします。

・教室への入室については、各ご家族1名までにさせていただきます。教室が密にならないよう譲り合いながら参観をお願いします。

・参観中の私語はご遠慮ください。

・お帰り時には、「行動記録票」を忘れずに提出をお願いします。

（新型コロナウイルス感染者が出た場合のみ利用します。）

【教職員】

○出勤前に検温等の健康観察を行い、「健康観察票」に記録をしています。発熱等の風邪症状が見られる場合は、出勤を見合わせます。

○マスクの着用や手洗いをこまめに行い、体調管理に気を付けます。

○職員室や事務所、保健室は常に換気扇をつけ、窓や扉を開け、換気を行います。

【生徒に感染者等が確認された場合の対応】

（1）出席停止等の取扱い

学校保健安全法第19条による出席停止の措置を取ります。

＜対象＞	＜出席停止の期間＞
ア 児童生徒等の感染が判明した場合	「第一種の感染症」として取り扱われるため 「治癒するまで」
イ 児童生徒等が感染者の 濃厚接触者として特定された場合	感染者と最後に濃厚接触をした日の 翌日から起算して2週間

（2）臨時休業等

生徒や教職員に感染者が確認された場合

○必要に応じて、登校している生徒については、保護者に連絡し、速やかに安全に帰宅します。

（速やかな帰宅の要否等については教育委員会と協議します）

○翌日以降も、校内の消毒作業や接触者の調査等が行われる場合があるため、**教育委員会から
の指示があるまでは、すべての生徒の登校を中止します（概ね1～3日程度）。**

また、教職員の出勤の可否等を含め、その他の対応については、教育委員会や保健関係部局からの指示に従います。

○教育委員会や保健関係部局からの要請に応じ、感染者等に関する情報（登校や活動の状況、接触者の把握等）や他の生徒及び教職員の健康観察結果等の収集・提供、校内消毒の実施調整等に協力します。

○臨時休業の実施の有無、規模や期間等については、上記調査の結果や地域における感染拡大の状況等を総合的に考慮し、保健関係部局と相談のうえ、状況に応じてその都度判断します。